

# 日本の植民地支配に対する未来責任と 特別永住者への処遇

李 洙 任

## 論文要旨

本稿では特別永住者が置かれている状況に着目し、特別永住者の社会的参画を妨げてきた日本が負う未来責任について論考する。今日の日本社会の右傾化や歴史認識の微妙な変化は特別永住者の立場をさらに脆弱にし、特別永住者にとってますます日本社会は住みづらくなっている。一方、日本の少子高齢化による労働者人口の縮小から日本政府はご都合主義的な制度設計によって外国人労働者の受け入れを加速化している。本稿では、これまでの外国人に対する「管理主義」から「受入主義」へと転換しつつある日本政府の外国人施策は、いままでの排外主義的な政策とどう異なるのかを問う。特別永住者たちを取り巻く状況が変化しているが、特別永住者たちの国籍や民族に対する考えも変化しており、また他のアジア国籍や欧米の国籍者が増加することによって特別永住者も多国籍化している。戦後植民地出身者の日本国籍を一時的に喪失させた手続き上の瑕疵とその違法性の背後にある政治家たちの依拠する理由を考え、また国籍喪失に対して強い苦情を申し立てなかつた民族関係組織の立場とは相反して、日本国籍所持者であることを司法に訴えた国籍確認裁判の事例を紹介したい。最後に特別永住者たちの多様なアイデンティティと国籍に対する考えを考察することにより日本社会が特別永住者をどのように市民として包摂すべきかを提言する。

## はじめに

日本政府は一貫として今日においても日本は移民政策をとらないと主張しているが、実質的な移民政策が始まっている。日本では外国人はあくまでも管理対象だったが、日本の労働者不足が1990年ごろから深刻化し、日本政府は「ご都合主義的」な制度を次々に導入していった<sup>1)</sup>。2012年7月15日、「外国人も同じ住民です」というキャッチフレーズで、通常国会において、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が可決し成立された。その法律の目的は外国籍住民を日本人と同様に住民基本台帳に組み込むということであった。その背景に、増加傾向にある国際結婚によって、外国人と結婚した日本人の世帯に基づく一括管理ができないという実情があった。この制度改正により「犬の鑑札」と揶揄されていた外国人登録証は廃止され、その代替として在留カードの交付など新たな在留管理制度の導入が始まった。特別永住者証明書（カード形式）の携帯義務の廃止は特別永住者にとって利点というより、制度

改善であろう。研修・技能実習制度の見直しや在留資格「留学」と「就学」が一本化され、入国者収容所等視察委員会の設置などが盛り込まれた。また2019年4月1日に外国人観光客数の急増から出入国審査を緩和し、法務省入国管理局が廃止された代わりに法務省の外局として「出入国在留管理庁」が設置された。地方入国管理局は、地方出入国在留管理局として出入国在留管理庁の地方支分部局となり、法務省出入国管理局が格上げされた形となった<sup>2)</sup>。そして同年に人手不足が深刻な分野において「特定技能」という新たな資格を設置することにより、外国人材の積極的な受け入れが可能となった。

これらの制度設計から日本政府は実質的な移民政策を始めたと考えられるが、日本の外国籍の永住者たちの社会統合は遅々として進んでいない。最も深刻な課題は、日本社会には四世や五世の時代になっても地方参政権さえ付与されない「特別永住者」と呼ばれる人たちが未だに「外国人」として扱われていることである。特別永住者とは植民地時期には、日本国籍を強要され、サンフランシスコ講和条約発効直前には本人たちの意志を確認もせず一方的に通達を送りつけることにより日本国籍を剥奪された人たちである。戦後から今まで外国人として社会の周辺に置かれ、制度的差別に喘ぎながらも権利獲得の運動を展開していった特別永住者が置かれている状況によって日本の歴史認識を理解することができる。

このような現状を鑑み、本稿では特別永住者に着目し、彼らの社会的参画と日本が負う植民地支配に対する未来責任について論考する。第一章では、特別永住者を取り巻く社会環境の変化に焦点を置き、特にヘイトスピーチに起因する日本社会の歴史認識の変化を論じる。次に「管理主義」から「受入主義」へと転換した日本政府の外国人施策はいままでの排外主義的な政策とどう異なるのかを考える。特別永住者たちを取り巻く状況も変化していることを踏まえ、注目に値する特別永住者の国籍の多様化（多国籍化）についても報告する。第二章では、植民地出身者の日本国籍を一方的に喪失させた手続き上の瑕疵とその違法性の背後にあるものは何だったのか、そして国籍剥奪に対して強い苦情を申し立てなかった民族関係組織とは対照的に、個人で日本国籍確認訴訟を起こした宋斗會の事例を紹介する。最後に特別永住者たちの多様なアイデンティティと国籍に対する考えや日本社会が特別永住者をどのように市民として包摂すべきかを提言したい。

## 第一章 特別永住者を取り巻く社会環境の変化

### 1) 特別永住者がなぜヘイトスピーチの攻撃のターゲットに

日本の経済力の弱体化と先行き不安から、日本社会特有の排他主義や排外主義がさらに強まり、その標的は特に朝鮮半島出身者（朝鮮民族）や中国人に向けられている。日韓関係が悪化するたびに、また朝鮮民主主義人民共和国によるミサイル（ロケット）発射が起こる度に、インター

ネット上では韓国／朝鮮／コリアに対するフェイクニュースが満ち溢れ、ネガティブ・キャンペーンが繰り返される。このような事象は、現政権である安倍政権の歴史認識の捉え方が影響していることは否定できない。2015年8月14日に発表された安倍談話は日本の謝罪外交の終わりを告げるものであり、過去の村山談話や河野談話とは異なっていた。安倍首相直近の政治家である高市早苗（第19代総務大臣 - 第3次安倍内閣の閣僚として安倍談話の閣議決定に参加）は以下のように安倍談話を解説している。「(安倍談話は)日本人に生まれただけで、それが罪であり、未来永劫謝罪を続けなければいけないといった「民族責任論」から子孫の代を解放していく」と<sup>3)</sup>。民族責任論からの脱皮、そして自虐史観を非難する声は行動に具現化され、メディアや出版物、そしてインターネットを介して嫌韓意識が強まった。

ヘイトスピーチの主たる被害者は、旧植民地出身者、すなわち元日本国籍保有者である韓国人、朝鮮籍の人たちとその子孫たちである。特別永住者をヘイト、すなわち憎悪のターゲットにした組織の一つに「在日特権を許さない市民の会（在特会）」がある。その活動目的は彼らの会則、第一章第三条に明記され、「本会は在日韓国人及び在日朝鮮人（以下、両者を「在日」という）の問題を広く一般に提起し、在日を特権的に扱う、いわゆる在日特権を廃止する事を目的とする」とある<sup>4)</sup>。在特会によるヘイトスピーチは、特別永住留資格を廃止する運動手段の一つなのである。佐藤潤一<sup>5)</sup>は、「在日特権」を信じる一事が典型的な反証であるとし、植民地支配に対して清算してこなかった日本社会全体の問題であると警鐘を鳴らしている。

特別永住資格とは1991年11月1日に施行された日本の法律「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた在留の資格を有する人々を指す。在日韓国・朝鮮籍の人たちや台湾籍の人たちに対して、「安定した在留資格」を担保する目的で誕生した制度の背景には日韓関係や日本と台湾、そして中国との外交関係が大きく影響した。「かつて日本国籍を有していたもの」に対する「日本政府の配慮」とも取れる特別永住者制度であるが、地方参政権でさえ付与されないまま社会で包摂されるべき基本的人権を持ち得ていない。にもかかわらず、在特会は特別永住者が特権を得て、日本人を脅かす存在であるかのように社会を扇動する。

特別永住者に対する差別や偏見に関する研究は人権の観点から論じられることが多かった。アメリカの場合、1980年に入っても人種差別が根強く残っていたことから、偏見の原因は社会的な規範（norm）であると考えられた。そのような社会的規範の中で育った人間は、いくら良い人であっても、必然的に人種差別主義者になるという考えがある（出口、2019:140）。日本社会も同様で、旧植民地出身者に対する制度的差別が解決しない限り、必然的に朝鮮人に対する差別や偏見を払拭できない日本人が多くなる。在特会による京都第一初級朝鮮学校への襲撃の場で日本の警察官は校舎の周りを見守るだけで子どもたちを守ろうとする行動は見られなかった（中村、2014）。そのような公権力の実像を知った子供たちの心は傷つき、日本社会

に対して不信感を強める子供がいたとしても誰も批判はできない。在日韓国・朝鮮人に対する差別意識は、多数派の日本人がある程度共有する価値観である。少数派に対する多数派の差別や偏見は韓国でも見られ、イ・ジュヨン (Joo-Young Lee) ソウル大学人権センター専門委員は、韓国ではヘイトスピーチ規制が未だに存在しないことをあげながら日本における立法の取り組みを評価している<sup>6)</sup>。よって多数派と少数派の関係性を見つめなおす日本の戦争責任や過去責任を複合的な視点で検証する時期にある。今この機会を失うと状況はさらに悪化することが予想される。

## 2) 特別永住者と一般永住者の差異

佐藤勝巳 (1974)<sup>7)</sup> は、特定分野における研究の進展を以下のように述べている。

人が何かを知ろうとするときは、何らかの必要や価値を見出したときであろう。(省略) 明治維新から今日まで日本人が最も朝鮮を研究した時期は、1910年の朝鮮を植民地支配する前と、してから1945年8月の敗戦を迎えるまでの期間であった。(中略) もちろん、ごく僅かの例外はあったが、圧倒的に、「併合前」は、朝鮮を侵略するための研究を必要としたものであり、植民地時代は、支配を貫徹するものであった (9頁)。

歴史修正主義者の台頭は、皮肉なことに日本社会に再度朝鮮研究に対する「必要性」と「価値」を見出そうとさせた要因になった。ヘイトスピーチがインターネット上で吹き荒れる状況の中で、「その恐怖に対して戦い抜こうとする当事者たち」と「こころある日本人たち」によってヘイトスピーチへの規制はゆっくりではあるが、前進は見られる。今日の「必要性」と「価値」が過去のものと違う点は、「当事者たち」と「こころある日本人たち」が連帯している点である。同じ住民の権利を保護したいとする考えが日本社会にはあり、その一例として川崎市の刑事罰規定を盛り込んだ差別禁止条例<sup>8)</sup>が誕生している。

次に特別永住者と一般永住者との違いは何かを考えてみたい。違いの一点目は、在留カードの携行義務の有無である。2012年の法改正で、特別永住者が「犬の鑑札」と揶揄され続けた証明書(カード形式)の携行義務は廃止され、証明書を日常に携帯する必要がなくなった。一方、一般永住者には在留カードの携行義務は廃止されなかった。そして一旦出国し、再入国した場合、一般永住者は空港の入国審査の場面で指紋押捺に応じなくてはならない。米国の永住者資格はグリーンカードと呼ばれているが、カードそのものの携行義務はなく、アメリカへの再入国の際の指紋押捺も課せられない。いわゆる、居住者としてアメリカ国籍所有者と同じ扱いを受ける。住民の身元を証明する一般的な手法は運転免許証であり、アメリカ国民と外国籍住民の違いは見られないのである。

筆者は、総務省主催の外国人有識者からのヒアリング<sup>9)</sup>で（2008年6月16日）有識者として以下の意見を述べた。準備会議に有識者として参加している。そこで、「日本人と同様に外国人を扱う」というなら「証明書携帯の義務を負わない日本人と同等に外国人に証明書カードの携帯義務の廃止」を求めた。「すべての外国籍住民の人権を守るためにオールドカマーはその経験を活かして制度改善に努力しなくてはいけない」と提言している<sup>10)</sup>。特別永住者のみに与えられたこの制度改善は、外国人を分断し、特別永住者が南アフリカのアパルトヘイト下の名誉白人かのようになることを懸念した。特別永住者の場合、在留期間が無制限とあるが、カード切り替えの目的が不明である。もし切り替えを失念した場合、もしくは無視した場合はどうなるのであろうかという制度上の疑問は多い。

一般永住者との二点目の違いは、強制退去の根拠となる法律が一般永住者と特別永住者のものとは異なることである。一般永住者の退去強制の条件は、出入国管理及び難民認定法第24条に規定される退去強制事由に基づき、重罪となれば自国に強制送還される。一方特別永住者の場合は、出入国管理特例法第9条の内乱罪等重大な犯罪に限定される。すなわち、重大な罪を起こさない限り、退去強制にならない。特別永住者の「特別」な利点を要約すると、①在留証明書の携帯義務がなくなった。②重大な事件を起こさない限り韓国に強制送還を回避できる。③再入国許可が一般永住者より1年長く、6年である、の3点である。①は特別永住者にとって法的な縛りが軽減されたと受け取られるが、強制送還と再入国許可制度に関して異論を唱えるため、日本政府を相手取って提訴したこかんほ裁判（2016年12月21日）がある。この裁判に関しては後に述べることにする。

表1 一般永住者と特別永住者の法的地位の比較

項目	一般永住者	特別永住者
根拠となる法律	出入国管理及び難民認定法	①出入国管理及び難民認定法（第6条第3項） ②日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（入管特例法）（1991年11月1日施行）
法的条件	1. 素行が良好であること 2. 独立の生計を営むに足る資産または技能を有すること 3. その者の永住が日本国の利益に合すると認められること (ただし、日本人・永住者または特別永住者の配偶者またはその子の場合、1及び2に適合することを要しない)	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（入管特例法） ①在日朝鮮人・韓国人・台湾人とその子孫（歴史的事由が根拠） ②法律第126号（昭二七・四・二八）「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」第2項第6項該当者、出入国管理特別法に基づく協定永住者及び附則第7条に基づく永住許可を有する者を「法定特別永住者」とする（出入国管理特例法第3条）。 平和条約国籍離脱者の子孫のうち我が国で出生したもの等は、申請をすれば永住許可（特別永住許可）を得る（出入国管理特例法第4条）。
管理	地方入国管理官署	居住地の市区町村
在留カードもしくは特別永住者証明書	在留カード：携行義務あり  有効期限：3ヶ月～5年 ※更新の必要	特別永住者証明書：携行義務なし  ・16歳未満の人は16歳の誕生日まで ・16歳以上の人は、新たな特別永住者証明書の届出や申請をした日から7回目の誕生日まで ※更新の必要あり。
在留期間	無期限	無期限
退去強制	退去強制の条件は、出入国管理及び難民認定法第24条に規定される退去強制事由に基づく。	①出入国管理特例法第9条の内乱罪等重大な犯罪に限定される。つまり、日本国の治安・利益にかかわる重大な事件を起こさない限り退去強制となることがない ※出入国管理及び難民認定法第24条が適用されない。 ②出入国管理特例法第7条により、再入国許可の有効期間内の場合には上陸拒否事由を審査しない。
再入国許可	5年	6年

高橋 済（2016）「我が国の出入国管理及び難民認定法の沿革に関する一考察」『中央ロー・ジャーナル』12（4）、63-117頁、後藤光男（2013）「外国人の公務就任権をめぐる一般永住者と特別永住者」『早稲田社会科学総合研究』14（1）、45-64頁などを参考に筆者作成。また、「出入国管理及び難民認定法」「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」については次の URL を参照。

出入国管理及び難民認定法

[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=326C00000000319](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=326C00000000319)

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=403AC0000000071](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=403AC0000000071)（2020年3月1日検索）

特別永住者証明書の携帯義務はないが、警察に提示を求められた場合、合理的期間内に証明書を提示する義務を負い、それを怠ると罰則規定（提示拒否罪）に抵触する。そして通称名の使用に関しては、外国人登録証には記載されていた通称名が新制度移行により新しく登場した特別永住者証明書や在留カードには記載されないのが日常の生活の利便性はむしろ後退している。ビジネスの世界では、通称名を使わないと支障が多々ある現実があるからである。

### 3) 特別永住者と永住者の多国籍化

入国管理庁「在留外国人統計」（2019年6月）によると、今日日本に住む外国人総数は約2,829,416人にのぼる。2007年に中国人が最多の外国籍住民となってから10年経過した今日でも中国人が最多グループで786,241人と全体の約28%を占める（表2参照）。中国人の定住化、永住化が進みその数は増加傾向にある一方でコリア系（韓国・朝鮮籍）は減少傾向にある（韓国が451,543人、朝鮮籍が28,975人で、合計数が480,518人）。出入力・在留管理局が社会に発信する在日外国人統計についてのニュースリリースでは、「韓国・朝鮮籍」と一括りにしてその総数を発表していたが、最近（2016年以降）では韓国と朝鮮籍のデータを個別に公開し始めている。

特別永住者、一般永住者は圧倒的にアジア人（特別永住者は316,253人、一般永住者573,718人）が多いが、非アジア出身者数の国籍が多様化しつつある。米国籍は825人、オーストラリア国籍者は145人、カナダ国籍者は116人といわゆる西洋の国籍を持つ特別永住者が増えている。同じように一般永住者の国籍も同様に多様化し、ブラジル国籍者は112,934人、米国国籍者は17,812人、英国国籍者は6,048人というように多国籍化している。加えて中東諸国やアフリカ諸国の特別永住者や永住者も誕生し始めた。

排外主義が深刻化するヨーロッパにおいても、2000年に国籍法を改正したドイツ、そして歴史的に移民国家であるアメリカやイギリス、そしてフランスは移民にとって未来設計が描ける社会となっている。一方日本は、国際世論には敏感で、日本社会における外国人差別に関しては敏感に反応し、1978年5月、仏紙『ル・モンド』が、日本の難民受け入れ消極策の背景に、在日韓国・朝鮮籍の人たちに対する差別政策があると指摘した。これをきっかけに、日本政府も重い腰をあげ、国際人権規約、及び難民条約を相次いで批准するようになったという過去がある。田中宏が指摘するように、一握りのインドシナ半島からの難民が、当時60万人の在日韓国・朝鮮籍の人たちの処遇を大きく変えたのであって（田中、1991:160-162）、日本が自ずから在日外国人の処遇を改善したのではない。少子高齢化で必然的に「鎖国主義」から「開国主義」に変えざるをえない現実があるとしたら、過去の一握りのインドシナ半島からの難民が在日韓国・朝鮮人の処遇に変化を与えたように、急増するニューカマーの外国人労働者の存在は在日韓国朝鮮人の処遇にどのように影響を与えるのか注視していく必要がある。

表2 永住者・特別永住者総数と国籍

国・地域	外国人総数	永住者	特別永住者
総数	2,829,416	783,513	317,849
アジア	<b>2,369,688</b>	<b>573,718</b>	<b>316,253</b>
中国	786,241	267,959	843
台湾	61,960	21,894	1,154
韓国	451,543	71,856	285,753
朝鮮	28,975	432	28,393
フィリピン	277,409	130,956	49
その他	763,560	80,621	61
国・地域	総数	永住者	特別永住者
ヨーロッパ	<b>81,024</b>	<b>22,947</b>	<b>312</b>
フランス	13,950	2,721	96
英国	17,734	6,048	88
スイス	1,142	391	21
ドイツ	7,301	1,706	18
イタリア	4,654	1,115	15
オランダ	1,472	323	14
その他	34,771	10,643	60
国・地域	総数	永住者	特別永住者
北米	<b>74,965</b>	<b>23,192</b>	<b>952</b>
米国	58,484	17,812	825
カナダ	10,751	3,721	116
メキシコ	2,850	875	8
その他	2,880	784	3
国・地域	総数	永住者	特別永住者
南米	<b>270,780</b>	<b>154,242</b>	<b>36</b>
ブラジル	206,886	112,934	30
ペルー	48,517	33,697	4
アルゼンチン	2,975	1,748	2
その他	12,402	5,863	0
国・地域	総数	永住者	特別永住者
オセアニア	<b>15,096</b>	<b>4,178</b>	<b>180</b>
オーストラリア	10,861	2,955	145
ニュージーランド	3,486	1,059	35
その他	749	164	0
その他	<b>17,863</b>	<b>5,236</b>	<b>116</b>

出典：政府統計の総合窓口 (e-Stat) 在留外国人統計 2019年6月 (2020年1月31日検索)<sup>41)</sup> から筆者作成。

1985年の国籍法の改正から日本人の母と在日韓国・朝鮮人の父との間に生まれた子どもたちにも帰化の手続きを取らなくても日本国籍が付与されるようになった。新たな事象として在日韓国・朝鮮人が留学やまた日本在住の日本人ではない外国人と結婚する場合も多くなり、特

別永住者の国籍が多国籍化している。1965年日韓平和条約締結後、韓国籍を選んだ旧植民地出身者はパスポートを取得でき、海外に留学や旅行、または海外勤務ができるようになったことに起因する。グローバル化が進展する時代に入り、特別永住者の多国籍化はさらに高まるであろう。

## 第一章 まとめ

森廣正<sup>12)</sup>は、外国人労働者問題を「ヒト」の開国か「ヒト」の鎖国かを巡る論争<sup>13)</sup>で終始する日本の政策を批判している。加えて、限られた学術領域だけでは、日本の外国人労働者問題の議論を深められないとした。その理由として、国境を越えた「労働力商品」の移動に伴う外国人労働者問題は、一般の商品（モノ）や資本（カネ）の移動とは異なる人間（ヒト）の移動であるという、この問題が持つ本来的な性格によるとしている。森は、日本の外国人労働者問題を以下のようにまとめている。

1. 1980年代中頃以降であった。外国人労働者問題が資本主義経済にとって不可避的現象である。
2. 明治維新を起点とする日本資本主義の歴史的発展も、さまざまな形態での外国人労働者の受入れを伴っていた。
3. 「人的鎖国体制」とも言われる戦後体制のもとで、戦前・戦中に来日して戦後日本社会に在留した在日韓国・朝鮮人および中国人の存在は、一般的には「朝鮮人問題」として特殊化され、外国人労働者・住民として意識されることはなかった。
4. ニューカマーの急増により、1980年代以降の国際化時代の到来とともに生じた外国人労働者問題と位置づけ、あたかも新しい問題であるかのように意識した。
5. 一般の外国人労働者（しばしば単純労働者という概念で理解され、同時にその供給源は圧倒的にアジア諸国でもあった）の受入れは国民的なコンセンサスが得られていないとして排除するものであった。
6. 問題領域が多岐に渡っているのは、国境を越えた「労働力商品」の移動に伴う外国人労働者問題は、一般の商品（モノ）や資本（カネ）の移動とは異なる人間（ヒト）の移動であるという、この問題が持つ本来的な性格による。

避けられない外国人労働者に関わる問題は、日本では、「ヒト」の開国か「ヒト」の鎖国かを巡る論争に終始し、その論戦の影で常に社会の周辺に放置され続けた旧植民地出身者の存在があった。森が主張するように、ニューカマーの問題を解決するには、オールドカマーの存在を軽視すべきではない。また、低賃金で長時間働かされている外国人技能実習生問題は深刻化しており、技能実習生（2号）の行方不明者の数は一向に減らないのが日本の現実である（表3参照）。旧植民地出身者が直面する問題を過去のものとして捉えず、現在の問題と関連付け、

未来に向けて外国籍住民の人権を守る視点を忘れずに外国人労働者受入れの施策を推進すべきであろう。

表3 繊維産業における技能実習生の失踪者数とベトナム人の占める割合

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
総数	2,005	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089
ベトナム	496	828	1,022	1,705	2,025	3,751
割合(%)	24.7	23.2	21	29.4	40	52.9

法務省「技能実習制度の現状（不正行為・失踪）」（平成30年3月23日）  
[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono\\_info\\_service/mono/fiber/ginoujissshukyougikai/180323/4\\_moj-genjyou.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono_info_service/mono/fiber/ginoujissshukyougikai/180323/4_moj-genjyou.pdf)  
 を元に筆者作成。（2020年1月15日閲覧）

## 第二章 旧植民地出身者の国籍処理における違法性

### 1) 国籍＝参政権，戸籍＝国籍という構図

本章では、過去の問題は現在の問題と直結していることを示唆しながら、旧植民地出身者の国籍処理について、その違法性について論述する。第二次世界大戦終了40周年の1985年5月、「荒野の40年」と題した議会演説で、ワイツゼッカー・元ドイツ大統領が「過去に目を閉ざす者は、現在にも盲目になる」、そして、ナチス・ドイツによる犯罪を「ドイツ人全員が負う責任」だと強調した。その言葉はドイツの戦後責任を語るあらゆる施策の規範となり、たゆまない隣国との和解に向けて努力し続けたのである。一方、日本はドイツと対照的な行動をとった。同年の1985年8月15日当時首相であった中曽根康弘は靖国神社を公式参拝し、中国の怒りを買った。当時の中曽根の意識は、「対外的にはさほどの影響はないだろう」という楽観的なものであった。中曽根は、「300万の戦死者のうち299万9000人はそういう人たちだね。国を守るためにはしかたない、とそんな気持ちで戦地に行った人たちを弔うのは当然だろう」というアジア人で犠牲になった人たちの心理を無視した自国中心主義的な考えは中国の猛反発を受け、1985年9月には中国で靖国参拝を非難するデモにつながった<sup>14)</sup>。

次に植民地時代の朝鮮人と台湾人の法的地位について整理する。1895年（明治28年）の日清講話条約（下関条約）により台湾出身の人たちが、続いて1910年（明治43年）の日韓併合条約により朝鮮半島出身の人たちが日本国籍所持者となる。この「日本国籍所持者」は日本人と同様に帝国臣民として、また朝鮮人も日本人と同様に天皇の赤子であるとされ、納税や徴兵などの義務と責任は強要されたが、権利においては巧妙に日本人との間に線引きがなされていた。その線引きの装置として機能したのが「戸籍」である。日本人対象の内地戸籍と朝鮮人対

象の朝鮮戸籍と戸籍を峻別することによって朝鮮人に対する差別構造が制度化された。いわゆる「制度的差別」である。朝鮮戸籍令が1922年に制定され、朝鮮人は日本国籍所持者であるが、朝鮮が大日本国憲法において外地と位置づけられ、朝鮮戸籍から内地戸籍への転籍は禁じられた。また、日本人なら与えられた権利である国籍離脱は不可とされた。朝鮮人は、日本国籍の離脱する権利もなく、朝鮮戸籍という枠内で徹底的に搾取されていったのである。朝鮮人と結婚した日本人女性は朝鮮戸籍に入り、養子になった朝鮮人は内地戸籍に入るようになった（大沼, 1986, 水野, 1996, 1997, 佐藤, 1974, 在日コリアン青年連合 (KEY) サイト<sup>15)</sup>を参照)。

低賃金労働者として日本にとっては国益をもたらす人々として、人々の移動は政府主導の枠組みで日韓併合と同時に加速していった。朝鮮人は「日本人が1人朝鮮に入ると、30人の朝鮮人が国を出た」と言われるぐらいであった。そして、20人に1人の朝鮮人が国を追われ、「満州」やシベリアに、また中国、アメリカ、メキシコ、ハワイそして日本へと出ていった（佐藤, 1974:17）。戸籍による峻別は植民地支配が強まる中で増え続ける在日朝鮮人を日本人と区別するために朝鮮戸籍令を巧妙に利用した。1940年から1945年の間に多くの朝鮮人が移住労働者として、渡日した。戦争が日本の若者を戦地に送り、戦争が朝鮮人の若者を移住労働者として大移動を余儀なくさせ、1909年にはたった790人だったのが、1920年ごろには4万人、そして1930年にはその10倍の42万人、1940年には124万人、その数は急増していった。敗戦間際に強制連行された人々を含む在日朝鮮人の数は210万人に膨らんでいた。

## 2) 敗戦後の在日朝鮮人の権利剥奪—朝鮮戸籍の廃止

敗戦後日本政府が旧植民地出身者に行ったことは、参政権の停止である。その目的の第一歩として、1945年12月17日、旧植民地出身者（朝鮮人・台湾人・樺太人）を戸籍から外し、戸籍法の適用を受けない者の参政権を「当分ノ内停止」する内容の衆議院議員選挙法改正案を可決させた。翌年の1946年4月10日、戦後初の総選挙が実施されたがこの選挙から在日朝鮮人は参政権を失っている。「参政権の停止は、戦後日本の政治・社会が在日朝鮮人などの基本的人権を制限し、さらには戦争被害に対する援護法適用などの諸権利から在日朝鮮人・台湾人を排除していく過程の始まりを示すもの」であった（水野, 1996:44）。

戦後の選挙法改正は、(1) 選挙権・被選挙権の年齢の引き下げ、(2) 婦人への参政権の賦与、(3) 大選挙区制の採用で有名だが、一部の政治家にとっては日本在住の朝鮮人・台湾人の選挙権・被選挙権の抹消が焦眉の課題となった。1945年（昭和20年）10月23日「内地在住ノ朝鮮人及び台湾人モ選挙権及選挙権ヲ有スルモノナルコト」、と日本在住朝鮮人の選挙権・被選挙権保持を容認する「改正要綱」<sup>16)</sup>が閣議で決定されていた。そこで強行に反対意見を出したのが清瀬一郎（1884年（明治17年）7月5日～1967年（昭和42年）6月27日）という人物である。清瀬は、差別と偏見に基づく政治的プロパガンダを繰り返して、議会で朝鮮人・台湾

人の参政権保持という閣議決定に強硬に反対した。

清瀬が取った方法は巧妙であり、今日の政治的手続きからはありえない手法であった。まず、この頃（10月23日以後）自らの名前で「内地在住の台湾人及び朝鮮人の選挙権、被選挙権に就いて」という文書二通（清瀬意見書A（2項目）、B（7項目））を議会、政府関係者に配布した（水野、1996:47）。清瀬の反対理由は、200万人もの朝鮮人が選挙権、被選挙権を得れば、多くの朝鮮人議員が生まれ、「民族の分裂」が生じるのみならず、天皇制に対する攻撃が強まる、というものであった。清瀬はこのような危惧の念を強く表明した（水野、前掲書:49）。この意見表明は、国体護持のために、朝鮮人を敵視する姿勢は今日のヘイトスピーチ行為者と相通ずるものがある。11月10日から13日までのたった3日間で「戸籍条項」の附則を追記する方法を取ったのである。その内容は、「戸籍法の適用を受けざる者〔旧植民地出身者を指す〕の選挙権及び被選挙権は、当分の内これを停止す」とする戸籍条項を追記したのである。サンフランシスコ講和条約発効直前に在日朝鮮人・台湾人の日本国籍は一方的に剥奪され、国籍＝参政権、戸籍＝国籍という構図を制度上に反映したのである。清瀬の自民族中心のなかつ朝鮮人に対する差別心や偏見が国会を動かし制度化した日本の過去は恥じるべき一幕であろう。

後藤光男は「憲法10条にいう「日本国民」とは一体誰であるのか、と問う。そしてこの問題意識が憲法学において必ずしも明確ではなかったとし、ほとんどの憲法教科書において「日本国民憲法10条の「日本国民」は誰なのか」という問いに対してが、旧植民地出身者との関係で言及されていないことを指摘した（後藤、2016:50）。また、佐々木てるは、「近年ヘイトスピーチをはじめとし、日本社会の右傾化、保守化が叫ばれている。このことは逆にこれまで進めてきた多文化共生や多文化主義がどこまで日本社会に根付いたかを測る上でよい契機となっている」とし、「在日コリアン（韓国・朝鮮籍の人たち）が示してきたものは、日常生活における共生意識であり、日本社会の単一民族中心の認識構造への問い直しであった、と述べている（佐々木、2014:44）。後藤や佐藤が主張するように、旧植民地出身者がこのような不当な手法で国籍を剥奪された事実は教育現場でも多く語られるべきで、政府だけでなく外国籍住民を含む社会全体が共有すべき歴史の一面なのである。

### 3) 旅券を持たない旧植民地出身者に外国人登録令を適用

旧植民地出身者の戦前、戦後の国籍の変遷を見ると、国籍とは人為的に操作されるものということがわかる。1945年11月に出された指令は、在日朝鮮人を「解放国民として扱う」こともあるが、「敵国人として扱われる」こともあるというものだったが、その1年後の1946年11月11日、GHQは、朝鮮に帰国しない朝鮮人は「日本国籍を保有するもの」との見解を示した。講和条約発効までの約7年間、在日朝鮮人の国一方的に「日本国籍」とされ、そして「日本国籍」を有したまま参政権を失った。

佐藤勝巳は、「在日朝鮮人は、誰一人旅券を所持していなかった。にもかかわらず、旅券を所持している外国人と同じ法律を適用し、今日に至っているところに、入管行政の最大の問題点があるとした。諸悪の根源はこの1点にある」と強く批判した（佐藤，1974:32）。

現国籍法施行（1950年7月1日）より前に、朝鮮に地域籍をもつ者と婚姻した内地籍を有した日本人妻や朝鮮籍を有した父に認知されるまで内地籍を有していた子も日本国籍をその時点で喪失した。戸籍制度に基づく女性差別と子どもに対する人権侵害であった。国籍喪失は在日朝鮮人・台湾人の旧植民地出身者だけでなく、朝鮮人と結婚した女性や子どもたちをも無権利状態へと放逐する結果をもたらした。なぜなら、日本国憲法での人権主体を「国民」という言葉で制限を加え、「国民で非ず人たち」は戦後の社会保障制度から排除されていった。このように日本の戸籍制度は女性に対して差別を強いる装置である。日本の植民地政策が終わった後でも戸籍制度を残存させた韓国政府であったが、戸籍制度は国民一括管理に長けた装置なのである。韓国は2000年に戸籍制度を廃止している。しかし、日本は戸籍制度を残存させながら、マイナンバー制度導入後でも戸籍制度を廃止せず、今日でさえ夫婦別姓も実現できていない。

しかし、この一方的な日本政府による日本国籍喪失措置に在日朝鮮人団体は、異議を申し立てなかった。鄭栄桓は、この理由について文京洙と小林知子の論を紹介している（鄭，2013:50）。文は、在日朝鮮人団体も「単一民族国家」という発想を持ち、日本人とその点では共有していたと主張し（文，1994:213）、一方、小川知子は、朝鮮戦争下の在日朝鮮人にとって強制送還と結びついた韓国国籍「強制」の問題こそが重要だったのではないかと指摘している（小川，1996）。在日朝鮮人の中でも意見が分かれ、自らの地位を「解放民族」「外国人」とする見方が強かったが、その一方で参政権の獲得を主張する意見もあり、最大の朝鮮人団体である在日本朝鮮人連盟の中でも、見解の違いや対立が見られた（水野，2005:208，鄭栄桓，2014<sup>17)</sup>）。

#### 4) 国籍確認訴訟—<sup>ソウトカイ</sup>宋斗会の戦い

在日朝鮮人も日本人と似た見解、すなわち民族＝国籍の見解をもつことが一般的であった中で、国籍喪失に異論申し立てを始めた朝鮮人が存在した。まず鄭然圭が『新しい世界』1953年3月号の「読者論壇」欄に「戦争か平和か 在日朝鮮人の日本国籍件剥奪」という論説を投稿し、日本国籍喪失措置を厳しく批判している（鄭栄桓<sup>18)</sup>，59-60）。そして、鄭然圭の批判から13年経過した1966年4月、宋斗会が国を相手取って国籍確認訴訟を行った。朝鮮人による日本国籍確認提訴である。京都地方裁判所 昭和44年（1966年，戦後21年後）（ワ）1469号、原告は木村竜介こと宋斗會、右訴訟代理人小野誠之、外三名、そして被告は国である。訴訟という形をとり、メディアを介して「日本人とは誰を指すのか?」「日本で生まれた朝鮮人は誰なのか?」という素朴な疑問を司法を介して日本政府に投げかけた。宋斗会は、日本政府の旧植民地に対する政策の責任を追及してきた人物で、1966年の国籍確認訴訟に加えて、浮島丸

事件の補償を求める裁判の原告側代表をつとめた。以下は、宋斗會のプロフィールである。

1915（大正4）年、韓国慶尚北道漆谷郡で生まれ。1920年、父に連れられ京都府網野町で住み始める。小学校入学前、日蓮宗本覚寺に引き取られ、通称名は、木村岩雄と呼ばれた。1933年9月、満州へ渡る。日本の敗戦後、1947年網野町の次兄の所に引き揚げる。1964年、外国人登録法違反で逮捕され。懲役1カ月、執行猶予1年の判決を受ける。1969年、「日本国籍確認訴訟」提訴。1973年、法務省前で外国人登録証を焼き、自ら刑事被告人となり日本国籍を主張。8月1日から15日まで、樺太の朝鮮人問題を訴えてハンスト。この年、春から京大近くの鴨川の橋の下で暮らす。秋、京大熊野寮委員会から寮の一室を提供される。以後、亡くなるまで熊野寮で起居する。74年、樺太裁判提訴。76年頃から数年、「朝鮮征伐」「三韓征伐」の語句を見つけては改めさせる。92年、浮島丸事件訴訟提訴。2001年1月、『満州国遺民—ある在日朝鮮人の眩き』の元となる「眩き」を友人たちに送り始める。2002年6月8日、肺がんのため、京大病院にて死去。）

宋斗會（2003）より抜粋<sup>19）</sup>

宋斗會は強烈な個性の人物で、田中宏（2019）は、『「共生」を求めて在日とともに歩んだ半世紀』で、宋斗會の出会いがなかったら、田中のその後は全然違うものになってたかもしれないと述べている（田中，2019:46）。宋斗會は、日本政府の朝鮮人の国籍剥奪について以下のようにその矛盾点を鋭く指摘した。

「日本という国はたいへん妙な国だと、（中略）、現在日本では、法律上、国民というのがあります。あなたたち（被告や裁判官を指す）は全部国民ですが。その国民の外に外国人というのがあるわけですね。法律上は、国民と外国人より（ママ）いないわけです。そして、朝鮮人・台湾人を、国民でないから全部外国人と言うわけですね。（中略）あなたたち（朝鮮人や台湾人）は外国人だから、外国人を規制する為の外国人登録法、出入国管理令の適用を受けている。受けているというのか、あなたたちには適用しますと。」（宋斗會，1973:2）。

宋斗會の主張は何であったのであろうか？日本国籍を同時に喪失した台湾人の例をあげ、台湾出身の、いわゆる元日本国民であった台湾人が日本国籍を喪失した時点は、日華平和条約の成立によるという判決が、最高裁から出されている。ところが、法務省は、朝鮮人は、サンフランシスコ平和条約の発効によると、同時に日本国籍を喪失した台湾人と朝鮮人との比較において論拠の矛盾を指摘した。台湾人の日本国籍喪失の根拠は日華平和条約であるという。中華民国はサンフランシスコ平和条約に参加調印していないから、その平和条約を踏まえた上で、

個別国との条約締結による、という根拠によって日本政府は釈明した。全ての朝鮮人が日本国籍を喪失した根拠は、植民地支配前の「現状回復」であるとする日本政府に対して宋斗會は「これは、大変奇妙な論理だ」と反論する（宋斗會、前掲書:2）。「もしも、「日韓併合」がなかったら、当然、韓国籍を持って生まれたであろう者」は、という解釈はありえない。自分（原告：宋斗會）は「日韓併合」後に出生しているが、「もしも日韓併合がなかったら自分の国籍は現状回復され朝鮮人となる」という理屈は到底受け入れられないという主張である。「日韓併合」はあったので、もしも日韓併合がなかったらというようなことは到底許されない論理であるというのが宋斗會の主張である。宋斗會は、大正4年6月8日に出生し、旧国籍法において「日本国において日本人として生まれたる者」である。それに該当しないと主張する日本政府の釈明は、宋斗會が指摘した様に理屈が通らないのである。

2012年6月7日、宋斗會による提訴から46年が経過し、次に国籍確認訴訟を起こした人物が現れる。在日韓国朝鮮人二世である原告金明観（キム・ミョンガン）である。金明観が出生した1950年、金明観は日本人（日本国籍をもつ者）として出生した。サンフランシスコ講和条約の発効に伴って日本が朝鮮半島に対する一切の主権を放棄したことにともない、日本在住であったにもかかわらず日本国籍を剥奪されたのは憲法10条・13条・14条違反であるとして国に対して日本国籍を有することの確認を求めるとともに慰謝料として550万円の支払いを求める訴訟を起こしている<sup>20)</sup>。今日、国籍に関する裁判が増えてきており、訴訟目的は「制度を作る側の日本国籍者にこそ考えてほしい」として社会に発信することであった。しかし、司法は門前払いという姿勢で対応し、日本社会はその問題に真摯に応えなかった。

新しい闘争と言えは、「こかんほ訴訟」がある。2016年12月21日東京地裁で国を相手取ってこかんほという在日三世によっておこされた。こかんほ<sup>21)</sup>は日本で生まれ育ち、日本に生活の基盤を築いてきた特別永住者である。日本国籍でないというだけの理由で、出入国に制限を設けたり、在留カードや特別永住者証明書の提示等を刑罰の威嚇をもって強制したり、さらには在留資格の喪失や、日本からの追放の対象にするのは不当であると主張した。特別永住者が日本で暮らす権利とは何か、それは日本国憲法や国際人権条約が保障するものではないのか、という問いでもあった。強制送還に関する近年の自由権規約委員会の裁定例（Nystorm v Australia 事件（2006）<sup>22)</sup> 及び Warsame v Canada 事件<sup>23)</sup>（2011））を提示しながら、「自国」の範囲は、「国籍国」の概念より広く、出生によりまたは後天的に取得した国籍に限られないと主張した。それは少なくとも、当該国に対して特別の関係または請求権を有し、国籍以外の人と国との間の密接かつ永続的な関係、すなわち国籍の関係より強いかもしれない関係を形成する諸要素があるとも訴えた。しかし、この裁判も司法は門前払いと受け取られる判決を下し、司法ならではの発信はなかった。

## 5) 特別永住者のアイデンティ

特別永住者たちの意識を調査するのは容易ではない。また、ニューカマーの韓国人と戦前から日本に在住する特別永住者の意識はおのずと異なる。また総連を支持してきた家族環境で育った特別永住者と韓国のパスポートを所持する韓国系特別永住者の意識も大きく異なる。学術的研究は取る手法によって個人の顔が埋没したり、また個人の事例で解釈が偏狭になる危険性がある。このことを配慮しながら、筆者は、2015年12月6日在日本大韓民国民団（通称：韓国民団ないし民団）韓日国交正常化50周年記念 公開シンポジウム「望ましい韓日関係と在日同胞社会の未来像」で国籍問題に関して講演を行ったが、講演後アンケートを収集する許可を民団に求めた<sup>24)</sup>。

民団での講演では、①国籍は人為的に操作される。②民族主義は変容する。③欧米のようなホスト社会で国籍を取得した移民の意識、④コリアンアメリカ人（米国で出生したコリア系移民二世は自動的に米国籍者となる生地主義に基づく国籍法を説明）と在日コリアン（血統主義に基づく国籍法により、日本で出生したものに日本国籍は付与されない）の類似点と違い、について報告した。特に「国籍は人為的に操作される」、という筆者の主張は参加者にとって新しい観点の国籍論であった。その講演を聴いた上での、意見徴収であり、その結果が以下である。（回答者数90名、一世18人（20%）、二世53人（60%）、三世17人（18%）、白紙2人（2%）、永住者か特別永住者か、という質問項目は組織内の少数派の一般永住者が特定されるので省略した。

アンケート

在日コリアンの国籍に対する意識調査を行っています。可能な範囲でご協力をお願いします。

回答しづらい質問はご遠慮なく無視してください。

○ あなたは何世ですか？ 一世，二世，三世

1. 日本政府が謝罪とともに旧植民地出身者の日本国籍を回復したら、あなたは日本国籍を取得しますか？

はい          いいえ          わからない

2. 取得を希望しない場合、その理由は何でしょうか？

自由記述 \_\_\_\_\_

3. 日本、韓国が二重国籍を許可するなら、あなたは日本国籍を取得しますか？

はい          いいえ          わからない

4. 日本の国籍法は生地主義に改正されるべきと思われますか？

はい          いいえ          わからない

5. 韓国の国籍法は生地主義に改正されるべきと思われますか？

はい          いいえ          わからない

表4 特別永住者、永住者の国籍に対する意識

単位：人

質問項目	はい	いいえ	わからない	記入数	空欄	回答者数
1. 日本政府が謝罪とともに（旧植民地出身者の）日本国籍を回復したら、あなたは日本国籍を取得しますか？	14 (16%)	53 (59%)	20 (22%)	87	3	90
3. 日本、韓国の二重国籍が許可されるなら、あなたは二重国籍者になりたいですか？	38 (42%)	30 (33%)	19 (21%)	87	3	90
4. 日本の国籍法は生地主義に改正されるべきですか？	39 (43%)	12 (13%)	36 (40%)	87	3	90
5. 韓国の国籍法は生地主義に改正されるべきですか？	33 (37%)	12 (13%)	41 (46%)	86	4	90

日本政府が謝罪とともに（旧植民地出身者の）日本国籍を回復したら、あなたは日本国籍を取得しますか？という問いに「はい」と答えた人は14人（16%）、「いいえ」と答えた人は53人（59%）、わからないが20人（22%）だった。日本国籍に対する抵抗感は強く、特別永住者たちの「自国」や「祖国」という概念は戦後から大きな変化がないことがわかった。外国人の地方参政権を求める運動が強くなると、「参政権が欲しければ帰化すればよい」と日本政府は応酬してきた。「帰化」という言葉そのものが「天皇に帰依する」という意味合いが含まれているため、日本国籍を取得することに躊躇心があるというより、戦前の天皇制を彷彿させる「帰化」という言葉に強い抵抗感があるということもわかった。謝罪を添えられても日本国籍は不要と答えた人たちがあげた主な理由は以下である。

- \* 両親の苦勞から国籍に対する考えが固定化する。いわゆる両親からもらった国籍をそう簡単に捨てることはできない。
- \* 一世の父親の生きざまを見習いたい。
- \* 民族のアイデンティティだから捨てることはできない。
- \* 今でも困っていることがない。そして日本という国を愛すべき理由が見当たらない。
- \* 韓国国籍を保持しながら民族に対する偏見や差別のない社会であるべきだから。
- \* 国籍は単なる手段である。ハラボジ・ハルモニもこの思い先祖が培ってきた文化を大切にしたい。
- \* 民族の誇り
- \* 一世たちの苦勞が忘れられない。よって帰化はありえない。しかし、こどもたちには日本国籍を取ってほしい。

二重国籍に対しては、「はい」38人（42%）と「いいえ」30人（33%）を若干上回る結果となった。日本国籍かそれとも韓国籍、もしくは朝鮮籍の二者択一であれば日本国籍を取得したいとは思わない人が多いかったが、重国籍となれば日本国籍を取得してもよい、と考える人たちが半数近くという結果となった。国籍法を生地主義に改正するのはどう思うかという問いに関しては、「はい」が39人（43%）、「いいえ」が12人（13%）と、生地主義に改正するという考えには賛同する人が多かった。韓国の国籍法に関しても似た結果が出たが、重国籍の影響がわからないので、「わからない」と答えた人は36人（40%）（日本）、41人（46%）（韓国）とその割合も半数近くとなった。

「国籍とはいかに人為的なものであるかを知るべきである」という筆者の考えに強く賛同した参加者の一人が以下の意見を寄せられた。

在日の在り方も多様化している。夫の父親は14歳時に渡日、生活基盤を日本で築く。沖繩出身の女性と結婚し4人の子供をもうけた。（私は）その次男と結婚している。当時沖

繩はアメリカ領土であるために、母は日本に住みながら韓国籍を取得した。時の経過につれ事業の支障やこどもの入学問題などがあったため、家族全員が帰化し、日本国籍を取得。私は日本の学校で学び、朝鮮人であることをひたかくしにしていた。多感な時期には「自分とは何者か？またどの国が守ってくれるのか」と思い悩んだ。夫が日本国籍所持者なので自動的にこどもたちは日本国籍保持者になった。このまま魂まで日本に同化することを疑問を抱き、韓国系の学校で教育を受けさせた。自分にも自尊心が芽生え、いろんな活動に積極的に取り組むようになった。私の少人数の家庭の中でも帰化した者がいれば、日本国籍の人と結婚、韓国籍の人と結婚した人など、日本国籍と韓国籍と半々である。しかし、血がつながった親、兄弟であることに違いはなく、国籍＝人とは思えないのです。仕事に関しても本名を名乗るか、また通名でいくか、それは人それぞれが自分らしく生きることができる社会づくりをしなくてはならない。本日の先生のお話しの中で、国籍とは人為的なものとありましたが、同感であります。このシンポジウムに感銘を受け、その勢いでとりとめのない事柄を記してしまいました。

#### まとめ 日本の植民地支配に対する未来責任と特別永住者の処遇

日本政府は在日韓国・朝鮮人に対して徹底した排除政策をとり続け、在日朝鮮人として生きるための生活保障、民族教育の保障、無年金状態の在日同胞一世の社会保障などの諸問題は今日においても棚上げになっている。その一方で、外国人労働者の大量導入の議論が活発に展開されている。そのような議論において、旧植民地出身者である在日韓国・朝鮮人問題が置き去りにされたままなのである。

1990年代後半から、在日韓国・朝鮮人が地域参加における権利保障の一環として、地方参政権獲得運動が韓国民団を中心に高揚しつつある。一方、日本政府与党からは外国人に参政権付与の代替案として「日本国籍取得緩和法案」が提示され、「届け出制」という制度の創設が議論されはじめた。すると、その法案は同化政策であると批判する人たちが在日韓国・朝鮮籍の人たちの中から現れた。しかし、特別永住者数は減少しており、帰化者数の増加、日本人との国際結婚から出生した子どもたちが日本国籍者になることから特別永住者数は減少傾向にあり、自然消滅という現実が加速化されている。また、今日の在日韓国・朝鮮籍の人たちのあり方にも多様性が高まりつつある。日本国民に過去、現在、未来を結ぶ視点をもって国益となる政策を実施しようとする視点がない限り、日本社会の少数派、特に日本国籍を持たない外国籍住民の立場は脆弱となり、結果として日本社会のダイナミズムを弱めることになる。特別永住者に謝罪の意味を添えて日本国籍の回復を実施し、日本国籍か韓国籍、もしくは朝鮮籍の選択制もしくは重国籍の可能性も視野にいれた制度を検討すべきである。現行の国籍法を変えず、

在日韓国・朝鮮人が帰化を介せず、届出だけで日本国籍を付与する制度は日本にとって戦争責任を果たす一つの方法ではないかという提言で本稿の結語としたい。

## 注

- 1) 村下博(1999)は『外国人労働者問題の政策と法』大阪経済法科大学出版、で「日本において外国人労働者問題がマスコミ等で大きくとりあげられるようになって以来、10年あまりの時間が経過している。この間の日本における本問題に対する問題のされ方に少々疑問を感じないわけでない。というのは、日本において1980年後半以前には外国人問題は存在しなかったのではなかろうか？戦前・戦後を問わず日本においても外国人労働者問題は存在したのである」と日本政府による施策を批判している。
- 2) 「管理庁」という名称は、1951年(昭和26年11月1日)入国管理庁設置令(昭和26年、10、四、政令第120号)で既に使われている。この時「入国管理庁大村出張所」が併設(佐世保、長崎に分室を設置)され、大村収容所から多くの朝鮮人が強制送還された。1952年(昭和27年8月1日)の行政機構改革によって出入国管理行政が外務省より法務省に移管され、今回は法務省の外局としての組織改編である。
- 3) 朝日新聞DIGITAL。「首相談話「民族責任論から子孫を解放」高市総務相」(2015年8月15日) <https://www.asahi.com/articles/ASH8H3RPTH8HUTFK004.html> (2020年3月1日閲覧)
- 4) 在日特権を許さない市民の会公式サイト <https://www.zaitoku814.com/blank-1> (2019年12月1日)
- 5) 佐藤潤一「ヘイトスピーチ規制の法的問題点 憲法と国際人権法の視点から」『国際人権ひろば』No.133(2017年05月発行号)、一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター、<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section4/2017/05/post-13.html> (2019年11月1日検索)
- 6) イ・ジュヨン(Joo-Young Lee)「韓国におけるヘイトスピーチの実態—国家人権委員会による初の調査報告より」『国際人権ひろば』No.133(2017年05月発行号)、一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター、<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section4/2017/05/post-13.html> (2019年11月1日検索)
- 7) 佐藤勝巳(編)内海愛子、山之内菰子、和田純『在日朝鮮人 その差別と処遇の実態』同成社、1974年
- 8) 2019年12月12日川崎市議会は公共の場でヘイトスピーチ(憎悪表現)を繰り返した者に50万円以下の罰金を科す全国初の刑事罰規定を盛り込んだ差別禁止条例案を可決した。
- 9) 他有識者は、段躍中(日中交流研究所所長・日本僑報社編集長)、金両基(元静岡県立大学教授・評論家)、田中アルシデス・ヒデオ(豊橋ブラジル協会会長・NPO法人日本ファミリー育成協会理事長)
- 10) 李洙任「外国人処遇施策」から「移民政策」へ、『グローブ』, Vol.59, 世界人権問題研究センター刊, 2009年10月, 14-15頁
- 11) 政府統計の総合窓口(e-Stat)在留外国人統計2019年6月(2020年1月31日検索) <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20190&month=12040606&tclass1=000001060399>
- 12) 森廣正(2002)「日本における外国人労働者問題の研究動向——文献を中心にして」『大原社会問題研究所雑誌』No.528/2002.11, 1-25頁
- 13) そのひとつが、「ヒト」の開国か「ヒト」の鎖国かを巡る移民論争が開国派の移民推進派の石川好、移民反対派の鎖国派は西尾幹二の間に起こった。西尾は、在日韓国・朝鮮人を見ればわかるように

100万人以下の外国人との共存は日本社会にとって困難であると主張している。石川は『Voice』1988年2月号「人間不在の開国論」、西尾は『正論』1988年3月号、1989年5月号の『中央公論』で石川の移民開国論を批判した。

- 14) J-CAST ニュース「中曽根康弘氏、自ら遺した「誤算」の記録 オフレコメモが語る「靖国公式参拜」…85年夏、何が起きていたのか」（2020年1月1日配信）[www.j-cast.com/2020/01/01376153.html?p=all2020/1/111:00](http://www.j-cast.com/2020/01/01376153.html?p=all2020/1/111:00)〈2020年1月15日閲覧〉
- 15) 在日コリアン青年連合「在日コリアンと朝鮮半島を知るためのデータベース」<https://www.key-j.net/keyword-history> 〈2020年1月15日検索〉
- 16) 改正骨子の第六項「内地在住ノ朝鮮人及び台湾人ニ関する事項」
- 17) 在日本朝鮮人連盟の要求条件の一つに外国人としての正当な処遇や警官不介入、そして無籍者取り扱いにあっては朝連が確認した証明書を交付すること、などを要求している（鄭榮桓、2014年12月18日、世界人権問題センター定例研究会、「外国人登録と在日朝鮮人運動」の資料から）。
- 18) 鄭榮桓「植民地の独立と人権——在日朝鮮人の「国籍選択権」をめぐって」PRIME (36), 2013年
- 19) 宋斗會『満州国遺民 ある在日朝鮮人の眩き』風媒社、2003年
- 20) 平成24年（行サ）第53号 国籍確認等上告事件 上告人〔上告人の項以下省略〕 被上告人 国上告理由書 2012年6月7日 最高裁判所 御中（取扱 東京高等裁判所第5民事部）、上告人訴訟代理人 張學鍊、中村一成「在日朝鮮人の日本国籍剥奪、その不当性を問う—キム・ミョンガンの国籍確認訴訟」『月刊部落解放』2012年7月号664号、解放出版社
- 21) 訴訟手続や判決に際して、日本国籍非保有者である原告の名をどう表記すべきかで原告が日本式読みをされる漢字表記を辞めて、韓国読みを尊重してほしい、と漢字表記からひらがなで原告名を表記することを要望した。裁判所が、原告の心情をくみとり、第3回公判期日以降、開廷表について慣例と異なる氏名表記に切り替え、被告もそれに倣った。
- 22) Stefan Nystrom は、2006年にスウェーデンに強制送還されたオーストラリアの長期滞在者で、2011年に国連で画期的な決定を勝ち取り、非市民も入国する権利を確立した。
- 23) Jama Warsame は在住していたカナダで重罪をおかし、Somaliaへ強制送還されることになったが、SomaliaはWarsameにとって未知の国で、言語も話せず、宗教も異なるので強制送還は人権侵害に当たると原告の勝訴となった。
- 24) 2015年12月6日（日）、場所：民団大阪本部。

#### 参考文献

##### 〈書籍・論文〉

- 大沼保昭『単一民族社会の神話を超えて——在日韓国・朝鮮人と出入国管理体制』東信堂、1986年
- 小川知子「戦後における在日朝鮮人と「祖国」朝鮮戦争期を中心に」『朝鮮史研究会論文集』34集、緑陰書房、1996年
- 後藤光男（2013）「外国人の公務就任権をめぐる一般永住者と特別永住者」『早稲田社会科学総合研究』14（1）、45-64頁
- 後藤光男『永住市民の人権—地球市民としての責任—』成文社、2016年
- 坂中英徳『今後の出入国管理行政のあり方について 坂中論文の複製と主要論評』日本加除出版、1989年
- 佐々木てる 監修・在日コリアンの日本国籍取得権確立協議会 編『在日コリアンに権利としての日本国籍を』明石書店、2006年
- 佐藤勝巳（編）、内海愛子、山之内荻子、和田純『在日朝鮮人 その差別と処遇の実態』同成社、1974年

- 白井美友紀（編者）『日本国籍を取りますか？』新幹社，2007年
- 宋斗會『満州国遺民 ある在日朝鮮人の眩き』風媒社，2003年
- 宋斗會『宋斗會裁判とは—国民と市民権について—』宋斗會の会，1973年
- 高橋済（2016）「我が国の出入国管理及び難民認定法の沿革に関する一考察」『中央ロー・ジャーナル』12（4），63-117頁，後藤光男（2013）「外国人の公務就任権をめぐる一般永住者と特別永住者」『早稲田社会科学総合研究』14（1），45-64頁
- 田中宏『在日外国人—法の壁，心の溝（岩波新書）』岩波書店，1991年
- 田中宏（著），中村一成（編）『「共生」を求めて，在日とともに歩んだ半世紀』解放出版，2019年
- 鄭栄桓，2014年12月18日，世界人権問題センター定例研究会，「外国人登録と在日朝鮮人運動」の資料から）
- 鄭栄桓「植民地の独立と人権——在日朝鮮人の「国籍選択権」をめぐる」PRIME（36），2013年
- 出口真紀子「白人性と特権の心理学—植民地時代からトランプ以後まで」『北米研究入門2—「ナショナル」と向き合う』上智大学アメリカ・カナダ研究所（編），上智大学出版，2019年
- 中村一成「在日朝鮮人の日本国籍剥奪，その不当性を問う—キム・ミョンガンの国籍確認訴訟」『月刊部落解放』2012年7月号664号，解放出版社
- 李洙任，日本移民学会編「在日コリアンの歴史の変遷と生存のための経済戦略」『日本人と海外移住 移民の歴史・現状・展望』明石書店，2018年，240-259頁
- 文京洙「在日朝鮮人にとっての『国民国家』」，歴史学研究会編『国民国家を問う』青木書店，1994年，213頁
- 森廣正「日本における外国人労働者問題」『大原社会問題研究所雑誌』No.528，2002年
- 水野直樹「在日朝鮮人・台湾人参政権「停止」と条項の成立（継）—在日朝鮮人参政権問題の歴史的検討（一）」『研究紀要』第1号，1996年，財団法人 世界人権問題研究センター，43-65頁
- 水野直樹「在日朝鮮人・台湾人参政権「停止」と条項の成立（継）—在日朝鮮人参政権問題の歴史的検討（二）」『研究紀要』第2号，1997年，財団法人 世界人権問題研究センター，59-82頁
- 水野直樹「史料紹介 座談会「在日朝鮮人問題に就て」（1948年）」『研究紀要』第10号，2005年，世界人権問題研究センター，203-235頁
- 村下博『外国人労働者問題の政策と法』大阪経済法科大学出版，1999年
- 吉岡増雄，山本冬彦，金英達『在日外国人の在住権入門 国籍・参政権・国民年金問題もふくめて』社会評論社，1988年
- 李敬宰「第三回 在日韓国・朝鮮人と国籍」「日本の行政になることは「同化」であるという考え」『在日外国籍市民の参政権を考える連続講座』108-142頁，114頁，2002年
- 李洙任「外国人処遇施策」から「移民政策」へ，『グローブ』59，世界人権問題研究センター刊，2009年10月，14-15頁

#### 〈インターネットサイト〉

- 朝日新聞 DIGITAL「首相談話「民族責任論から子孫を解放」高市総務相」（2015年8月15日）<https://www.asahi.com/articles/ASH8H3RPTH8HUTFK004.html>（2020年3月1日閲覧）
- イ・ジュヨン（Joo-Young Lee）「韓国におけるヘイトスピーチの実態—国家人権委員会による初の調査報告より」『国際人権ひろば』No.133（2017年05月発行号），一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター，<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section4/2017/05/post-13.html>（2019年11月1日検索）

日本の植民地支配に対する未来責任と特別永住者への処遇（李）

- 在日コリアン生年連合「在日コリアンと朝鮮半島を知るためのデータベース」<https://www.key-j.net/keyword-history> 〈2020年1月15日検索〉
- 佐藤潤一「ヘイトスピーチ規制の法的問題点 憲法と国際人権法の視点から」『国際人権ひろば』No.133（2017年05月発行号），一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター，<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section4/2017/05/post-13.html> 〈2020年1月15日検索〉
- 在日特権を許さない市民の会公式サイト <https://www.zaitoku814.com/blank-1> 〈2019年12月1日〉
- 政府統計の総合窓口（e-Stat）在留外国人統計 2019年6月 〈2020年1月31日検索〉
- 出入国管理及び難民認定法 [https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=326CO0000000319](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=326CO0000000319)
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 [https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=403AC0000000071](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=403AC0000000071) 〈2020年3月1日検索〉
- J-CAST ニュース「中曽根康弘氏、自ら遺した「誤算」の記録 オフレコメモが語る「靖国公式参拝」…85年夏、何が起きていたのか」（2020年1月1日配信）[www.j-cast.com/2020/01/01376153.html?p=all2020/1/11:00](http://www.j-cast.com/2020/01/01376153.html?p=all2020/1/11:00) 〈2020年1月15日閲覧〉
- 法務省「技能実習制度の現状（不正行為・失踪）」（平成30年3月23日）[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/fiber/ginoujissshukyougikai/180323/4\\_moj-genjyou.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/ginoujissshukyougikai/180323/4_moj-genjyou.pdf) 〈2020年1月15日閲覧〉